

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 25 日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿
各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

国設専用水道の設置者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

PFOS 及び PFOA の水質検査の実施の徹底について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

PFOS 及び PFOA については、環境省において、令和 7 年 6 月 30 日に水質基準に関する省令及び水道法施行規則を改正したところであり、水道水質基準への引き上げ等が令和 8 年 4 月 1 日に施行されます。

国土交通省及び環境省においては、令和 7 年 12 月 25 日に「水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査の結果について」を公表いたしました。本調査の結果、一部の水道事業者及び専用水道の設置者において、令和 7 年 8 月末時点で PFOS 及び PFOA に係る水質検査を実施していないことや、水質検査の結果、暫定目標値を超過したことが確認されました。

つきましては、円滑な施行に向けて、これまで PFOS 及び PFOA の水質検査を行っていない水道事業者及び専用水道の設置者におかれましては、水道水中の PFOS 及び PFOA に係る水質検査を早急に実施していただくよう重ねてお願いいたします。また、水質検査の結果、暫定目標値の超過が確認された場合は、国土交通省が公表した「水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PFOA 対応事例について」を参考に、速やかに適切な対応を取るようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び専用水道の設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、上記内容について周知いただきますようお願いいたします。

【参考】

○水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査の結果について

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001974986.pdf>

○水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PFOA 対応事例について(令和6年11月29日)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001845696.pdf>

○水道事業者等の対応に関する問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

TEL : 03-5253-8111 担当 : 山口、小林

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○水質検査に関する問い合わせ先

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当 : 渡辺、武田

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp